



大分県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会 登録基準および申請書類の変更点について

令和7（2025）年8月19日現在

公益財団法人大分県スポーツ協会
大分県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会

目 次



1. 主な変更点
2. 申請方法（申請書類の変更点）

**具体的な申請書類のダウンロードや申請先（登録システム）等の確認については
大分県スポーツ協会公式HPをご確認下さい。**



1. 主な変更点

1. 主な変更点

全国

…全国協議会の変更

大分

…大分県の変更



基本基準（1）

②多世代を対象としている。

変更前

全国

・次の世代区分のうち2区分以上の会員※2がいる。

（世代区分）

- | | |
|---------|--------------|
| A) 未就学児 | B) 小学生 |
| C) 中学生 | D) 高校生（～18歳） |
| E) ～29歳 | F) ～39歳 |
| G) ～49歳 | H) ～59歳 |
| I) ～69歳 | J) ～79歳 |

※2：会員とは、年会費等、年間で会費を支払っている会員を示す（月会費や教室・イベントごとの参加費等は含まない）。ただし、この基準を満たす総合型クラブは限られてしまう可能性もあることから、移行措置として当面の間は申請した総合型クラブが会員として扱っているものを会員とみなす。

変更後（令和7年度の申請時から）

・次の世代区分のうち2区分以上の会員※2がいる。

（世代区分）

- | | |
|---------|--------------|
| A) 未就学児 | B) 小学生 |
| C) 中学生 | D) 高校生（～18歳） |
| E) ～29歳 | F) ～39歳 |
| G) ～49歳 | H) ～59歳 |
| I) ～69歳 | J) ～79歳 |

1. 主な変更点

全国

…全国協議会の変更

大分

…大分県の変更



基本基準（1）

③適切なスポーツ指導者を配置している。

変更前

全国

・定期的なスポーツ活動において、日本スポーツ協会が公認スポーツ指導者（以下「公認スポーツ指導者」という。）を養成している競技・種目については、当該競技の公認スポーツ指導者資格を有するスポーツ指導者が少なくとも1名は配置されている。※3

※3：当面の間は移行措置として、本基準が満たされないことを理由に登録を不可とすることはしない。

大分

・クラブマネジャーまたは事務局員の少なくとも1名は、日本スポーツ協会公認クラブマネジャー又はアシスタントマネジャー資格を有している。※3

変更後（令和7年度の申請時から）

全国

・日本スポーツ協会（以下「JSPO」という。）が公認スポーツ指導者を養成している競技・種目の定期的な教室活動の指導者のうち少なくとも1名はスポーツコーチングリーダーやスタートコーチをはじめとするJSPO公認スポーツ指導者資格（スポーツリーダーは除く）を有している。なお、JSPOが同等と認める関連資格保有者も可とする。※3

※3：令和11年度登録認定時までは本基準が満たされないことを理由に、登録を不可とすることはしない（令和12年度登録申請時から、移行措置を終了する。ただし、移行措置期間終了時までの基準到達状況により、移行措置の見直しを行う可能性がある。）

大分

・クラブマネジャーまたは事務局員の少なくとも1名は、日本スポーツ協会公認クラブマネジャー又はアシスタントマネジャー資格を有している。※3

➡ 基本基準（2）⑤へ移動

1. 主な変更点

全国

…全国協議会の変更

大分

…大分県の変更



基本基準（1）

④安全管理体制を整備している。

変更前

全国

- ・緊急連絡体制を整備している。※4

変更後（令和7年度の申請時から）

全国

- ・クラブの各スポーツ活動における安全管理をスポーツコーチングリーダーやスタートコーチをはじめとするJSPO公認スポーツ指導者資格（スポーツリーダーは除く）が担っている。なお、JSPOが同等と認める関連資格保有者も可とする。※4

- ・緊急連絡体制を整備している。※5

※4：令和11年度登録認定時までは本基準が満たされないことを理由に、登録を不可とすることはしない（令和12年度登録申請時からは移行措置を終了する）。

※5：不測の事態に備え、あらかじめ医療機関をはじめとした各種機関・団体等や総合型クラブ内関係者の緊急時に関する連絡体制を整えていることを指す。

1. 主な変更点

全国

…全国協議会の変更

大分

…大分県の変更



基本基準（2）

⑤クラブマネジャー等に専門的知識を有する者を配置している。

変更前

全国

なし

変更後（令和7年度の申請時から）

全国

・クラブマネジャー、事務局員及び役員というクラブの運営に関わる者の少なくとも1名は、JSPC 公認クラブマネジャー又はアシスタントマネジャー資格を有している。※4

※4：令和11年度登録認定時までは本基準が満たされないことを理由に、登録を不可とすることはしない（令和12年度登録申請時から移行措置を終了する）。

1. 主な変更点

全国

…全国協議会の変更

大分

…大分県の変更



基本基準（2）

⑥地域住民が主体的に運営している。

変更前

全国

・規約等※5・事業計画・予算、事業報告・決算を議決する意思決定機関の議決権を有する者の過半数が総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）の所在する市町村※6の住民である（又は当該市町村の住民と当該市町村に近隣の市町村の住民を合算すると過半数である）。

・非営利組織である。※7

※5：規約・会則・定款等を指す。

※6：特別区は市町村に準ずる。

※7：営利法人である「株式会社」「合同会社」「合資会社」「合同会社」等は対象外。

変更後（令和7年度の申請時から）

全国

・総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）の最高意思決定機関の議決権を有する者の過半数が、総合型クラブが所在する市町村※6の住民、在勤者又は在学者である（前述の要件を満たせない場合は、総合型クラブが所在する市町村並びに当該市町村に近隣の市町村の住民、在勤者及び在学者を合算すると議決権を有する者の過半数である）。

・非営利組織である。※7

※6：特別区は市町村に準ずる。

※7：営利法人である「株式会社」「合同会社」「合資会社」「合同会社」等は対象外。

上記に伴い「役員名簿」は不要となるが、最高意思決定機関の「議決権保有者の構成」を申請の際に記載する。

1. 主な変更点

全国

…全国協議会の変更

大分

…大分県の変更



基本基準（2）

⑦規約等が意思決定機関の議決により整備され、当該規約等に基づいて運営している。

変更前

全国

・規約等※5の改廃に必要な議決について当該規約等に定めている。

※5：規約・会則・定款等を指す。

変更後（令和7年度の申請時から）

全国

・規約等※8の改廃に必要な総会・理事会・運営委員会等の意思決定機関の議決について当該規約等に定めている。

※8：規約・会則・定款等を指す。

1. 主な変更点

全国

…全国協議会の変更

大分

…大分県の変更



大分県独自基準

変更前

大分

・下記の関係機関並びに県協議会協力団体との連携を図り、地域におけるスポーツ活動の活性化に寄与している。または寄与する見込みがある。

①関係機関：おおいた広域スポーツセンター、市町村

②協力団体：SCおおいたネットワーク

変更後（令和7年度の申請時から）

大分

・下記の関係機関並びに県協議会協力団体との連携を図り、地域におけるスポーツ活動の活性化に寄与している。または寄与する見込みがある。

①関係機関：おおいた広域スポーツセンター、市町村

②協力団体：~~SC~~おおいたネットワーク

令和7年度より大分県（おおいた広域スポーツセンター）は、当該制度登録クラブのみを総合型地域スポーツクラブとして認知している。それに伴い、本会も登録クラブのみを総合型地域スポーツクラブとして認知するため。

なおSCおおいたネットワークとの連携は、登録申請条件ではなくなるが、引き続き連携を図る。



2. 申請方法（申請書類の変更点）

2. 申請方法（申請書類の変更点）



【令和8年度の提出書類一覧】

申請書類①	登録基準確認用紙	
申請書類②	基礎情報書類	②－1、②－2
申請書類③	緊急時の連絡体制図 ※令和8年度申請では全クラブ提出必須	※新設
申請書類④	規約・会則・定款等	※新規登録時は提出必須（更新登録時は、変更があった場合のみ提出）
申請書類⑤	総合型クラブ内で承認を得た当該年度事業計画・予算	
申請書類⑥	総合型クラブ内で承認を得た前年度事業報告・決算	※申請年度に創設した総合型クラブは提出不要
申請書類⑦	総合型クラブの評価指標を用いた自クラブの自己点検・評価の結果	
申請書類⑧	申請書類⑤及び⑥を議決した際の議事録	※申請年度に創設した総合型クラブは⑥を議決した際の議事録は提出不要
申請書類⑨	スポーツガバナンスウェブサイトが発行する自己説明・公表確認書	
申請書類⑩	都道府県協議会が定める提出物	※大分県は特になし

2. 申請方法（申請書類の変更点）



【申請書類①】

全国協議会が定める基本基準		全国協議会及び都道府県協議会が定める 必ず満たすべき運用ルール	左記を 満たす 場合✓印
分類	個別基準		
(1) 活動実 態に関する 基準	①多種目(複数種目)のスポーツ活動を実施している。	・定期的 ^{※1} なスポーツ活動を2種目以上実施している。	
	②多世代(複数世代)を対象としている。	・次の世代のうちいずれか2区分以上の会員 ^{※2} がいる。 A)未就学児 B)小学生 C)中学生 D)高校生(～18歳) E)～29歳 F)～39歳 G)～49歳 H)～59歳 I)～69歳 J)70歳～	
	③適切なスポーツ指導者を配置している。	・日本スポーツ協会(以下「JSPQ」という。)が公認スポーツ指導者を養成している競技・種目の定期的な教室活動の指導者のうち少なくとも1名はスポーツコーチングリーダーやスタートコーチをはじめとするJSPQ公認スポーツ指導者資格(スポーツリーダーは除く)を有している。なお、JSPQが同等と認める関連資格保有者も可とする。 ^{※3}	
	④安全管理体制を整備している。	・クラブの各スポーツ活動における安全管理をスポーツコーチングリーダーやスタートコーチをはじめとするJSPQ公認スポーツ指導者資格(スポーツリーダーは除く)が担っている。なお、JSPQが同等と認める関連資格保有者も可とする。 ^{※4} ・緊急連絡体制を整備している。 ^{※5}	
	⑤クラブマネジャー等に専門的知識を有する者を配置している。	・クラブマネジャー又は事務局員の少なくとも1名は、日本スポーツ協会公認クラブマネジャー又はアシスタントマネジャー資格を有している。	

・(1) ③と④について、令和12年度までは**本基準を満たしていないことを理由に登録不可とはなりません。**

・そのため、申請時点で基準を満たしていない場合は✓を入れる必要はありません。

・(2) ⑤については、大分県独自基準として**✓が必須**となりますので、必ずクラブマネジャーまたはアシスタントマネジャーの有資格者を配置してください。

2. 申請方法（申請書類の変更点）



【申請書類②－1】

1. 会員について

(1) 総会員数※1とその内訳を記入ください。

※1 本設問における会員とは、会費・参加費の支払い有無や活動状況に関わらず、クラブが規約・会則・定款等で扱っている会員のことを指します。

区分	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	合 計
	未就学児	小学生	中学生	高校生 (～18歳)	～29歳	～39歳	～49歳	～59歳	～69歳	70歳～	
男性											
女性											
不明											
小計											

↑ 総会員数

(2) 年会費等を支払っている会員数※2とその内訳を記入ください。

※2 (1)で回答した会員のうち、年会費等、年間で会費を支払っている会員についてお教えてください。(ここでは、月会費や教室・イベントごとの参加費等のみ支払っている方は対象となりません)

区分	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	合 計
	未就学児	小学生	中学生	高校生 (～18歳)	～29歳	～39歳	～49歳	～59歳	～69歳	70歳～	
男性											
女性											
不明											
小計											

(1) 総会員数について

「ボランティア会員」や「サポート会員」など、年会費を払っていない会員がいる場合は、それら会員も合算して記入してください。

※特にいない場合は、通常の会員数（総会案内等を送付する会員数）を記入下さい。

(2) 年会費等を払っている会員数について

通常の会員数（総会案内等を送付する会員数）を記入してください。（1）と同様の人数になっても構いません。

2. 申請方法（申請書類の変更点）

【申請書類②－1】

(3) 最高意思決定機関の議決権保有者の構成

① 最高意思決定機関の議決権保有者数をご記入ください。 人

② 議決権保有者のうち、クラブが所在する市町村の住民、在勤者および在学者の人数をご記入ください。

人

③ 議決権保有者のうち、クラブが所在する市町村に近隣の市町村の住民、在勤者および在学者の人数をご記入ください。
(②の人数が①の人数の過半数に満たない場合のみ記入)

人

- ・新たに「**(3) 最高意思決定機関の議決権保有者の構成**」が追加されました。
- ・「**議決権保有者**」とは、**総会の場合は「委任状を集める数」、理事会の場合は「理事の数」と**なります。
- ・多くのクラブは総会が最高意思決定機関になると思いますが、総会を開催せず理事会のみを開催しているクラブは理事会が最高意思決定機関となります。

2. 申請方法（申請書類の変更点）

【申請書類②－2】

(3) 貴クラブにおけるクラブマネジャー・事務局員・役員のうち日本スポーツ協会公認アシスタントマネジャーの資格保有状況をお教えてください。

役職	My JSPONo.
▼	
▼	
▼	
▼	
▼	
▼	
▼	
▼	
▼	
▼	
▼	
▼	
▼	
▼	
▼	

公認アシスタントマネジャー資格保有者数 人

- ・クラブマネジャーは（2）へ、アシスタントマネジャーは（3）へ記入下さい。
- ・役職とは、クラブ内での役職のことです。最も近いものを選択してください。
- ・「MyJSPONo.」とは「登録番号」のことです（2025年4月より名称変更）。
- ・MyJSPONo.（旧登録番号）を記入してください。

※先頭が0からはじまる場合は、入力後0が消えて表示されます。

2. 申請方法（申請書類の変更点）

【申請書類②－2】

3. 指導者および安全管理を担う者の配置状況

指導者および安全管理を担う者の配置状況をExcelに入力し、ご提出ください。

様式は以下リンクよりダウンロードしてください。

https://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data/kurabuikusei/tourokuninnsyouseido/01_shinsheisyorui/sinseisyorui2-1-2.xlsx

【注意事項】

様式には提出が必須のシートと任意のシートがあります。

任意提出のシートは、都道府県協議会から提出の指示があった場合に必要事項を入力してください。

ここにファイルをドロップしてください

- ・役職とは、クラブ内での役職のことです。最も近いものを選択してください。
- ・「MyJSPO No.」とは「登録番号」のことです（2025年4月より名称変更）。
- ・MyJSPO No.（旧登録番号）を記入してください。

※先頭が0からはじまる場合は、入力後0が消えて表示されます。

2. 申請方法（申請書類の変更点）

【申請書類②ー2】

3. 指導者および安全管理を担う者の配置状況（Excel）

種目名	定期的な スポーツ活動 (年12回以上)	定期教室活動(年12回以上)	
		活動数	うちJSPO公認スポーツ指導者を配置している活動数
例 アーチェリー	3	2	2
1 アーチェリー			
2 アイスホッケー			
3 アメリカンフットボール			
4 ウエイトリフティング			
5 エアロビク			
6 オリエンテーリング			
7 カーリング			
8 カヌー			
9 空手道			
10 弓道			
11 近代五種			
12 グラウンド・ゴルフ			
13 クレー射撃			
14 ゲートボール			
15 剣道			
16 ゴルフ			
17 サッカー			
18 山岳			
19 自転車競技			
20 銃剣道			
21 柔道			
22 新体操			

- ・ 定期的な活動数（サークル）を数字で記入

（例）アーチェリー

- ・ 小学生と中学生でコースが分かれている場合
→ 2

- ・ 小学生と中学生が同じ教室の場合
→ 1

- ・ 上記サークル数のうち、**教室（指導者が配置されている）形式で開催している数**を入力してください。

- ・ 指導者を配置していないサークル等は数に含めません。

- ・ 教室形式で開催される活動のうち、**JSPO（日本スポーツ協会）公認スポーツ指導者資格を有している指導者を配置している教室数**を入力してください。

2. 申請方法（申請書類の変更点）



【申請書類③】 ※新設

令和 年 月 日作成	クラブ名
活動場所でのケガや事故の発生	
二次被害の防止（現場の封鎖、避難指示を含む）	
ただちに119番	クラブ事務局へ連絡
AED／応急手当 （救急隊に引継ぎ）	家族へ連絡
処置の記録・保管	容態確認
【応急手当の例】 意識なし：気道確保 呼吸困難：呼吸確認／人工呼吸 心臓停止・呼吸停止：心肺蘇生、AED 病院に搬送＋付添い （動かせない場合 119 番） 処置の記録・保管	

・令和7年度より新たに「**緊急時の連絡体制図**」の提出が必須となりました。

・教室等で事故が起こった際にどのような手順でクラブや会員（保護者）へ連絡されるのかを整理しておく必要があります。

・提出の様式は任意ですが、現時点で体制図を整理していない場合は、本会がひな形を準備しています。